

一般社団法人泉佐野シティプロモーション推進協議会入退会規則

(目 的)

第1条 この規則は、一般社団法人泉佐野シティプロモーション推進協議会（以下「協議会」という）の協議会定款第5条から10条に基づき、協議会への入退会に関する手続きに必要な事項について定めるものとする。

(入会資格)

第2条 本協会の資格は、以下のとおりとし、これらすべてを満たすものとする。

- (1) 協議会定款及び規則に同意する者
 - (2) 暴力団等の反社会的勢力の関係者でない者
 - (3) 過去に、本協会より除名等の処分を受けていない者
- 2 次のいずれかに該当する場合は入会できないものとする。
- (1) 禁固以上の刑に処せられている者
 - (2) 禁固刑以上の刑の執行を終わり、または刑の執行を猶予された日から5年を経過していない者
 - (3) 破産者で復権を得ない者
 - (4) 理事会において著しく不適切と認められた者

(入退会関係書類)

第3条 協議会定款第5条に定める入退会の書式は、別途定めるものとする。

(入会の手続き)

- 第4条 協議会の会員になろうとする者は、協議会の定款及び理事会が定める規則に同意したうえで、会員2名の推薦を受け、入会届（様式第1号）を代表理事（以下「会長」という。）に提出しなければならない。
- 2 団体及び法人たる会員にあっては、その代表者としてこの法人に対してその権利を行使する者（1人に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、入会届（様式第1号）により会長に提出しなければならない。
 - 3 指定代表者等を変更した場合は、速やかに別に定める登録変更届（様式第2号）を会長に届けなければならない。

(入会の許可)

第5条 入会届を受けた理事会は、入会を希望する者が第2条に定める入会資格を満たすと認められるときは、すみやかにその入会を承認しなければならない。

(会 員)

第6条 会員は、協議会の目的に賛同し、入会した個人、または団体で、法人法上の社員として協議会の総会において議決権を有する。

- 2 会員は、第7条に規定する会経費を協議会の定められる期限までに納付する義務を負う。

(経 費)

第7条 協議会定款6条に定める会費は、次のとおりとする。入会金は、必要ないものとする。

- (1) 会費は、年会費とし、一口5,000円とする。
- (2) 個人会員の年会費は、一口以上とする。
- (3) 団体及び法人の年会費は、二口以上とする。

(会費等の返還)

第8条 退会又は除名により会員たる資格を喪失したものは、本会に対して既に支払った会費等の払い戻しを請求できない。

(退 会)

第9条 会員は、協議会定款第7条に定める手続に従い、退会することができる。

- 2 退会しようとする会員は、退会の30日前までに、退会届(様式3号)を理事会に提出しなければならない。
- 3 会員が死亡したときは、本会から退会したものとみなす。この場合は、前項の退会届(様式3号)の提出は不要とする。

(資格喪失)

第10条 会員は、協議会定款第9条に定める項目にいずれか該当する場合は、その資格を喪失する。

- 2 会員は総会決議により除名されたときは、当該会員は、代表理事がかかる除名の決定を当該会員に対して書面をもって通知した時に会員たる資格を喪失する。

(会員資格喪失後の権利及び義務)

第11条 退会または除名により会員たる資格を喪失した者は、会員たる資格に基づき協議会より付与又は許諾された一切の権利を喪失する。

第12条 本規則の改正は理事会の決議による。

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

経過措置

令和4月1日から6月30日の間に、すでに会費を納めている会員にあっては、入会の意向、個人会員、団体又は法人会員の別を再度確認したうえで、必要な場合は、会費の全部または一部を返金できるものとする。